

働き続けられる職場をめざし
みんなで声をあげよう!



職場と地域で運動をすすめよう!

各地域で
宣伝
しよう!

署名を
集めよう!

自治労連は、毎月一度「本気にホンマに変えようデー」とし、関係団体にも共同を呼びかけ、「夜勤改善・看護師増員署名」を推進します。看護師の勤務条件改善めざし、職場・地域において医療・看護と労働分野における研究・提言運動をすすめます。

病院当局と
労使交渉を!

「厚労省通知」をふまえた「討議資料」を作成し、看護師の人員増と勤務条件改善めざし現場実態に基づく労使交渉をすすめます。

自治労連
組織を
強く、大きく
しよう!

この間、F市、Y市、S市、T市、U市などの多くの自治体病院労組が自治労連加盟を選択しています。今、運営形態が変わるもとで、また、医師・看護師など医療従事者が不足し、自治体病院の存続そのものが脅かされる時代において、**住民とともに地域の医療・健康・福祉と自治体病院の役割と充実にとりくむ労働組合が求められています。**

安ければいい...? 「安全は度外視」
今、日本で起こっていること

4月に発生した高速ツアーバス事故を受け国土交通省は、**運転時間の基準**などをまとめています。概要は「高速での夜間運行において400km以内」「これを超える場合は、概ね2時間ごとに20分以上の休憩の確保」「運行前の休憩時間(勤務間隔)が11時間以上であることなどの特別な安全措施を講じている場合は500km以内」「乗務時間は一人の運転者が出庫から入庫まで10時間を超える場合は、交替運転者が必要」としています。

一概に比較できませんが、**看護師の勤務に置き換えたなら...**

夜勤時間の限界

一人の勤務時間という点では、バスは上記のように「400km」「500km」です。看護師の2交代勤務のように16時間以上でないことは容易に計れます。

勤務間隔

「運行前の休憩時間が11時間以上であることが特別な安全措施としています。「日勤から深夜」「準夜から日勤」も「基準違反」になります。

Q 「基準」が国交省にあってなぜ厚労省にないのですか?

バス運行の安全対策にとどめず、恒常的・連続的そして長期間夜勤を伴う看護師等には厚労省がいち早くこうした「基準」を設けることを強く望むものです。

人員不足 忙しすぎる
休みがとれない 夜勤がきつい
医療事故が心配....

看護師が
働き続けられる
職場にしよう!

厚生労働省の通知を
ご存じですか?
国も動き出して
います!

『看護職場の労働条件改善』に向けた『5局長通知』がだされました

昨年6月17日「看護師等の『雇用の質』の向上に関する報告書」
 ①「労働環境の整備をめざし、現状と問題点をまとめ」②「労働時間等について
 コンサルタントによる支援を行政として実施すること」などを公表

この現状、
今変えられる
ときです

世論が
国を動かした!

厚生労働省

5局長
通知

各都道府県知事 各県労働局長
 日本看護協会会長/日本医師会長
 日本歯科医師会長/日本病院会長/全日本病院協会会長
 日本医療法人協会会長/日本精神科病院協会会長

看護が魅力ある職業となるよう

職場づくり

勤務環境の改善を図るため ①労働時間等の改善 ②看護業務の効率化 ③多様な働き方が可能な環境の整備 の3つの視点が重要。

人づくり

質と量の両面で人材確保を図る観点から、看護師等が医療の高度化に対応するとともに、将来のキャリアの展望を持ち、希望を持って働き続けられるようにする。

ネットワークづくり

取組の推進体制を整備するため、医療行政、労働行政及び関係者の協働を地域レベルも含めて深化させる。

23年度からの取組

医療機関の取組

- 労働時間管理者の明確化
- 申し送りの改善
- 雇用制度、保育施設、職場風土の改善

行政の取組

- 労働時間設定改善コンサルタントによる支援・研修の実施
- 業務改善取組事例や多様な働き方の導入に関する好事例の情報提供・管理者研修への支援
- 保育施設への財政的支援

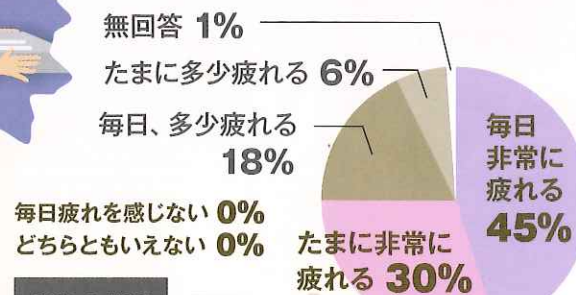
平成24年度以降も、関係部局が有機的に連携しつつ、有効な取組を強化・継続することとする (取組状況等については、厚生労働省ホームページ等による情報発信を行う。)

今、過酷な看護現場では

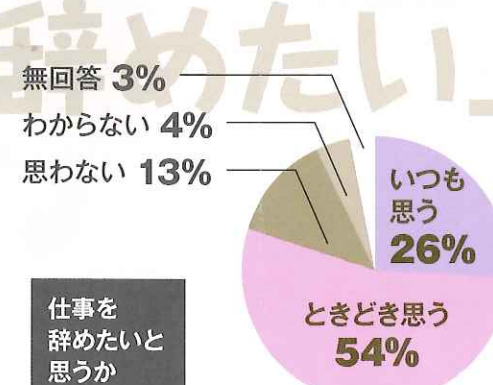
一昨年、自治労連がとりくんだ「看護労働実態調査」(自治労連ホームページ内で公表)では「仕事を辞めたいと思う」という答えが80%を超えており、理由の第1位は「**人員不足で仕事がきつい**」となっています。結果、年平均12%を超える高い離職率、とりわけ若年層の途中退職に繋がっており、現在の看護師不足に一層拍車をかけています。



仕事がきつい、夜勤改善を



若年層の途中退職



「通知」の具体的な内容は?

「通知」の基本的な考え方 — 何が問われたか? 現状 実態 取組 です

- 厚生労働局と労働部局が共通認識を持ちながら、
 総合的に看護師等の勤務環境の改善等に向けて可能なものから取り組む。
- 看護業務が「就業先として選ばれ、健康で生きがいを持って能力を発揮し続けられる職業」となることが求められ、それなくして、持続可能な医療提供体制や医療安全は望めない。

就業状況については…

看護師で就業していない者が、約55万に上る。看護師等の離職の理由は、**本人の健康問題、人間関係、家族の健康・介護問題等**が主な理由とされている。(平成22年医政局看護課)
 回答の背景には、看護師等の**不規則なシフト、夜勤回数の多さ、超過勤務の多さ**など過酷な労働条件があるのではないかという指摘もある。

夜勤時間については…

二交代制は夜勤の時間設定が**16時間以上の割合が87.7%**(2010年日本看護協会)の結果もあり、**長時間の勤務**になっている。
 夜勤回数については、**三交代勤務をする看護師等の半数以上が月9回以上の夜勤**を行っているとの調査結果がある。

勤務間隔については…

「通知」では「複数を主として月8回以内の夜勤体制を基本としつつ、**十分な勤務間隔(インターバル)の確保を含め、より負担の少ない交代制に向けた取組を着実に進めること**が望まれる」と記されています。

現場での改善と、法律できちんとした規制を設ける事が必要

要求と運動は?



- 三交代夜勤は、正循環で、連続回数を短く、通算の回数は少なくすること。そして勤務と勤務のインターバルを開けること。
- 夜勤回数はせめて8回を維持すべきです。さらに、47年前に人事院が示した「月8回」の考え方は月の労働日が24日の時代の1/3です。現在の労働日は20~21日であり、夜勤回数は6回にすべきです。
- 現行労基法が定めている「一日8時間労働」は、一日の単位が「暦日」を基準にしています。これを「一回の労働は8時間」というような指針が厚生労働省などから示されれば16時間以上におよぶ長時間夜勤は根本的に規制の対象となります。

自治労連は

夜勤交代制勤務者の、週の労働時間を32時間以下、当面36時間以下にする労働基準法の改善を求める運動をすすめます。
住民とともに地域の医療・健康・福祉の充実をめざしています。